

鳥取縣公報

告 示

鳥取縣告示第三百二十號

鳥取縣財政事情の作成及び公表に關する條例によつて昭和二十三年十月一日から昭和二十四年三月三十一日までの期間における鳥取縣財政概況を次の通り公表する

昭和二十四年五月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本報ノ次々ハ國定規格A5列

昭和二十四年五月三十一日
外 火 曜 日
號

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル
火金 曜日發行 (時々翌日)

昭和二十四年五月三十一日 (昭和二十四年四月十五日)
外 (第三種郵便物認可)

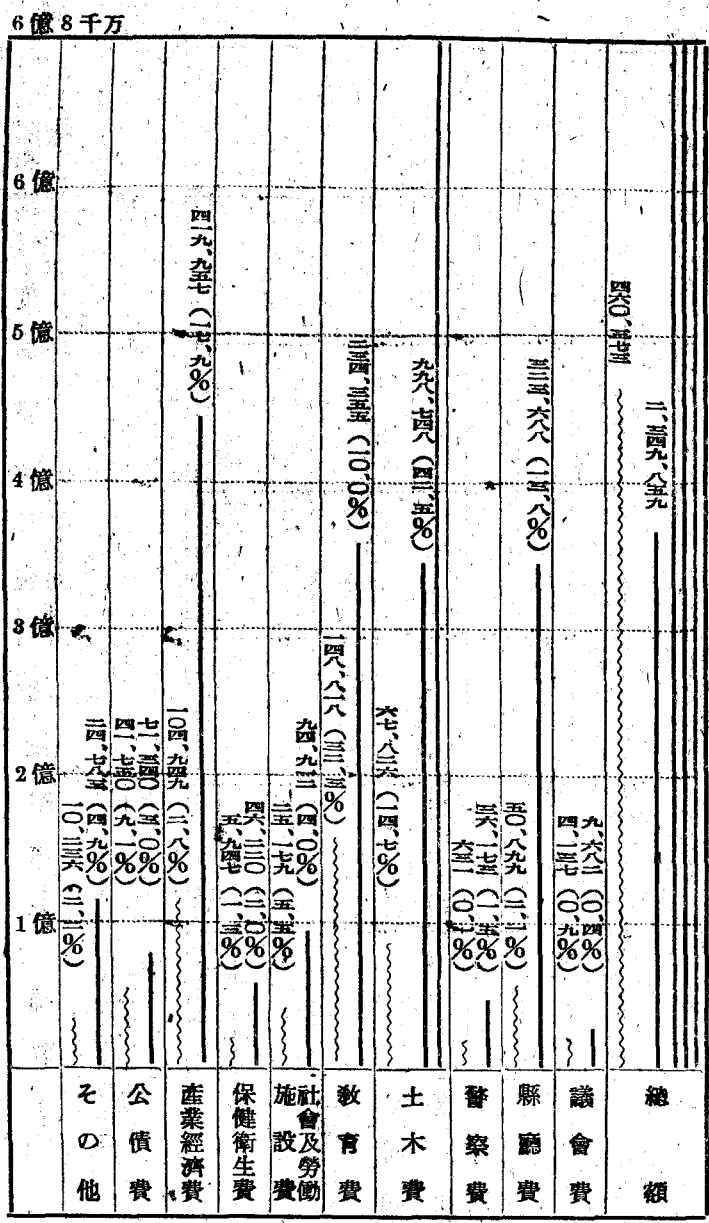
目次

- 一、まえがき
- 二、昭和二十三年財政の現状
- 三、昭和二十三年度豫算の収入及び支出の現況
- 四、縣民の負擔の状況
- 五、昭和二十四年度豫算の状況と財政の見透し
- 六、懸債一時借入金及び財産の状況
- 七、費くじについて
- 八、むすび

正誤表

四頁	産業經濟費二十四年度中 (二、八%)	概略	(二、八%)
七頁	三行目 昭和二十三年度月別收入支出状況調査中 收入支出差引	概略	(右月計) 收入支出差引
一七頁	(上月計) 借入金の状況	(右月計) 借入金の状況	(右月の借入金中月の返済額) 左借入累計
二五頁	(上月の借入金中月の返済額) 下借入累計	(右月の借入金中月の返済額) 左借入累計	(右月の借入金中月の返済額) 左借入累計
三〇頁	昭和二十三年度縣稅徵收状況電話加入權稅中 一、二、三七一、九五〇	三、三七一、九五〇	三、三七一、九五〇
三一頁	大行目 三億二千四百五十三萬余圓 懸債現在額調査費中	三億三千八百六十四萬余圓	三億三千八百六十四萬余圓
三三頁	三三、四二〇、〇〇〇、四三、〇九二、九八八	三三、四二〇、〇〇〇、四八、〇九二、九八八	三三、四二〇、〇〇〇、四八、〇九二、九八八
三三頁	五行目 時制資金等	特殊資金等	特殊資金等

歳出の部



昭和二十四年五月三十一日 (第三種郵便物認可)

一、まえがき

こゝに第三回目の財政事情説明書すなわち「財政白書」を公表いたします。
 昨年十一月三十日第二回目の財政事情を公表し、昨年四月一日から九月末日迄の縣財政の實情を述べましたが、今回はこれについて、昨年十月一日から本年三月末日までの間における本縣の財政事情を記述すると共に、昭和二十四年度の新豫算についても説明することゝいたしました。

二、昭和二十三年度財政の現況

(一) 昨年地方自治法が實施されました一應地方自治が擴充強化され、これに引續きその裏付であります地方財政に於ても、昨年地方税、財政制度の改革を見たのであります。本縣に於ては遺憾ながらこの改正の所期いたしました。地方財政の自主健全化の目標には遙かに速い實態を招來したのであります。これにつきましましては、前回もくわしく御説明致したところでありますが、斯う言つた財政状態に直面いたしましたして縣としましては、當初豫算編成以來ひたすら健全財政を維持することに努力をして來たのであります。然しながら經濟狀勢は益々悪化し、物價の高騰は更にその度を加えこれに伴い、職員給與については昨年七月に三、七九一圓ベース、更に十二月には六、三〇七圓ベースの引上げとなり、これに要する經費その他、事務費、工事費等の追加を余議なくされ、更に水害に對する應急費とか災害復舊費等の財政需要が高み累次の追加豫算の結果、二十三年度の最終豫算額は遂に二十三億四千九百八十五萬圓の巨額に達したのであります。これを昨年度の歳出決算額六億三百八十萬圓に比較いたしますとその約三八倍の膨脹を示しているのであります。

右の支出豫算に對する収入としては、國庫支出金、地方配付税など所謂國庫に依存して居るものが収入總額の六割三分に上り、これに次いで縣債が二割を占め、縣独自の財源であります縣税、使用料、手数料、寄付金等は僅かに一割七分に過ぎないのであります。實に自主性に乏しい縣財政であります。従いまして縣においてはこれら豫算の執行にあつては、事業の緊要度及び効率を慎重に検討して處理し、人件費についても職員の設定を三百三十人減する外、欠員不補充の方針を堅持し、尙物件費においても極力節約を實行すると共に政府に對しては配付税及び國庫支出金の増額と起債の全額承認を強力に要望し、更に實くじを發行して縣民各位の御協力を御

昭和二十三年度財政一覽表
1 歳入

願いするなど収入の確保に鋭意努力を續けて參つたのであります。本年度の縣財政も漸く均衡を保持し得る見透しを持つに至つたのであります。
次に科目別の豫算狀況を掲げその概異を説明いたします。

科 目	當 初 豫 算 額		最 終 豫 算 額		當 初 豫 算 を 一〇〇 と し て 最 終 豫 算 の 増 加 率
	金 額	比 率	金 額	比 率	
1 縣 獨 立 税	三二,九七五,三三三	三〇.〇	五七,八九九,〇二二	三二.六	二四〇
配 付 税	七四,七三三,三三三	一〇.六	二〇〇,〇九七,〇二二	八.五	二六八
2 公 企 業 及 び 財 産 收 入	七,七〇〇,〇〇〇	〇.一	七,七〇〇,〇〇〇	一	一〇〇
3 分 擔 金 及 び 負 擔 金	一,八〇三,一八九	〇.三	三,〇七〇,〇〇〇	一三.一	一五五
4 使 用 料 及 び 手 數 料	五,一三〇,〇〇〇	〇.一	八,四二一,五五〇	〇.四	一五三
5 國 庫 支 出 金	四,七九一,四四五	六.三	四,八七三,八六八	六.〇	一〇七
6 寄 付 金	三六,三三三,五五九	四四.八	一,一七三,五四二,〇三三	四九.九	一七
	一六,六二一,一三三	二.四	三三,一五二,五七	一〇.一	一三九

税諸費、特別會計繰入金、渉外費、公報活動費、職員給与改善費、物價騰貴對處費、實くは發行費等を計上して居ります。

(2) 最終豫算額の比率によつて見ますと、土木費が最も多くて四十二%、その次は教育費の二〇%となつています。この土木費には災害復舊費が八億三千萬圓含まれて居るので、これを差引きますと経常的土木費は一億六千萬圓となり、豫算總額に對する比率も七%に低下します。従つて教育費が最高位を占めることとなります。

(3) 一番下段にある數字は當初豫算に對する増加率でありまして、土木費、選舉費、諸支出金、公債費、縣職員費等は三倍以上、その他各費目とも二倍程度膨脹して居りますが、これは災害復舊費、給與ベースの改訂に伴う經費、その他公共事業費等で國庫補助金の確定による追加であります。

右の表でわかります様に、二十三年度の最終豫算は當初豫算に比べ三分の膨脹を示し、二十三億四千萬圓となります。この増加した内容は「表の説明」に申述べました様に、災害復舊費が相當巨額に上つて居るのであります。この臨時的な災害復舊費八億三千萬圓を除きますと豫算額は十五億一千萬圓となります。これらの經費は職員費、國庫補助事業法令による義務的經費等が大部分を占めて居るのであります。縣行政の自主性を強く反映する様な独自の積極的施策に對して充分な措置を講ずることが出来ないことは遺憾とするところであります。

次に縣財政の自主性を現す参考資料として、中國各縣の獨立税及び縣債の收入總額に對する比率表を掲げます。この表によつて見ても本縣は最も獨立税の比率が低く、これと反對に縣債の比率は最も高いことがわかるのであります。

中國各縣獨立税及び縣債表

(昭和二十三年十二月現在による)

中國縣名	獨立税	同上の歳入總額に對する割合	地方債	同上の歳入總額に對する割合	歳入總額
	千圓	%	千圓	%	千圓
鳥取	一六、七五	九、五	四四、六四	二二、六	二、〇六、八三三
島根	三五、七五四	一四、九	三四、七三	一〇、三	二、三九、〇一九
岡山	六四、八七二	三四、三	三二、七、七六	一三、〇	二、六三、三〇〇
廣島	七五、六二五	一九、五	四二、八三〇	一〇、三	四、〇三、一八
全國合計	三〇、二八、〇七四	一八、二	三六、六〇、八九三	一六、一	二、六九、〇六六

三、昭和二十三年度豫算の収入及び支出の現況

一般會計の収入状況について其の概況を述べますと、現在迄の収入済額は拾壹億七千五百八拾餘萬圓で、豫算額貳拾參億四千九百八拾餘萬圓に比較致しますと約五〇%であります。これは事業の繰越及打切等各種の事情によつて、収入減となるもの約七億七千貳百萬圓を見込まれますので、實際の収入見込額に對しましては約六七%の収入となるのであります。収入未済額は縣稅の未納約四千壹百拾餘萬圓、國庫支出金約壹億五千參百五拾餘萬圓、縣債の借入遅延による未借入壹億八千五百五萬圓、其の他の収入約貳千貳萬貳拾餘萬圓であります。今後の見透につきましては、縣稅中獨立稅は豫算額貳億餘萬圓に對し、其の賦課額は貳億參千四百餘萬圓で豫算額を參千四百餘萬圓超過しており、目的稅につきましても豫算額を五拾參萬餘圓超過となつておる狀況で、目下鋭意滞納の整理に努めておりますから出納閉鎖迄には賦課額の九七%、(豫算額に比較して二四%)程度に徵收成績を揚げられる見込であります。

配付稅は豫算額通り參億七百壹萬參千圓の收納をしております。國庫支出金は經濟情勢の推移に加えて、經濟安定九原則の實施等國の財政及其の他諸事情の變動に基因する施策の變更などによる事業の中止、繰延及縮少、打切等の爲に豫算額拾壹億七千參百五拾萬餘圓に對し、四億八千餘萬圓の減額となる見込で、従つて之等の事業は、翌年度繰越又は實行減により收支の調節を圖つてゐるのであります。尙現在迄の交付済額は収入見込額の約七六%であります。収入未済額壹億五千參百五拾萬圓中には一部國の財政事情によつて遅延してゐるものもありますが、精算補助として、事業の實績に基き交付を受けるものも相當額ありますので、四月及五月中に受入れの見込であります。

縣債も前述と大体同様の事情により、本年度に於て起債の不要となつたもの約貳億六千壹百餘萬圓で、差引本年度に借入れを要するものは、貳億壹千餘萬圓となり。これは五月迄に大藏省預金部その他より借入れれる豫定であります。起債借入迄の繋ぎ資金として現在九千四百四拾五萬圓を大藏省預金部及地元金融機關より一時融資を得て緊急支拂に充當してゐる次第であります。

分擔金及負擔金中負擔金において四百五拾餘萬圓及寄附金參百拾餘萬圓の未収入となる見込であります。これは前記の如く事業の繰越、打切、縮少等に伴つて減収となるものであります。

使用料及手数料は概ね豫算通り收納し得る見込であります。雑収入は生産収入において諸原料の不足及育苗賣却代金等の單價暴落に基因し、五百餘萬圓減収となります。其の他の収入につきましても多少の増減は豫想されますが、概ね豫算通り收納し得る見込でありまして、何れも収入の見透をつけ事業の進捗を圖つておりますのでこれが爲豫算の執行を困難ならしめるが如き事はないものと思つております。

次に支出の状況について述べますれば、終戦以來經濟惡條件の累積は甚しい物價の昂騰を招來し、本年度におきましては之に伴つて再度に亘る給與水準の改訂が實施せられ、諸經費の増高と相俟つて豫算執行は重大難關に逢着したのであります。種々苦慮を重ねた結果、万難を排し豫算目的の効率且合理的經理に努力し、今日に至つたのであります。

現在迄の支出済額は拾壹億貳千六百餘萬圓で豫算額に比較致しますと僅々四八%となつておりますが、これは翌年度への事業繰越及國庫補助の減額、打切、縣債の未承認等に伴つて、不執行となる經費約七億七千貳百萬圓を除けば、本年度に於きまして執行する歳出豫算は拾五億七千七百餘萬圓でありまして、現在これに對する支出済

額は約七十二%で、残余の大部分は既に支拂義務を生じているものでありますから、出納閉鎖迄には支拂を完了する見込であります。

歳入歳出の状況は以上の通りであります。國庫支出金其の他の諸収入は各種事業の進捗と併行せず收支の均衡を失ふこと屢々でありまして、豫算の執行に非常なる困難を見たのであります。綿密なる支拂計畫を樹立し支拂資金に不足を生ずる場合は最少限度の一時借入の處置を講ずる等極力收支の均衡保持に留意すると同時に、經濟九原則を厳守し、經費の節減と収入の促進を圖り、以つて健全財政の堅持に努力した次第であります。

最後に昭和二十三年歳入歳出の見透しを結論的に申し上げます。歳入に於ては豫算額貳拾參億四千九百八拾餘萬圓に對しまして、事業繰越及補助打切四億八千餘萬圓、起債不要額貳億七千七百萬圓、其の他壹千五百萬圓の収入減の見込となりますので、實行豫算は拾五億七千七百餘萬圓程度となる見込であります。

歳出に於きましては豫算額貳拾參億四千九百八拾餘萬圓に對しまして、明年度に事業繰越額七億壹千七百八拾餘萬圓、財源打切等による支出抑制額五千四百貳拾萬圓が實行減となる豫定でありますから、實行豫算は拾五億七千七百餘萬圓程度に止まる見込でありますので、今後に於て甚しい歳入減を見ない限り、歳入歳出の均衡が保持出来る見込であります。

一般會計收入の状況

科 目	豫 算 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	豫算額に對する 收入済額の比率	備 考
縣 獨 立 稅	507,859,902 圓	494,147,493 圓	13,712,409 圓	97%	
縣 目 的 稅	300,079,901 圓	186,500,068 圓	113,579,833 圓	62%	
縣 地 方 配 付 稅	677,000 圓	633,435 圓	43,565 圓	93%	
縣 公 企 業 及 財 產 收 入	307,033,000 圓	307,033,000 圓	0 圓	100%	
縣 分 擔 金 及 負 擔 金	3,387,321 圓	1,268,574 圓	2,118,747 圓	37%	
縣 使 用 料 及 手 數 料	8,441,550 圓	597,247 圓	7,844,303 圓	7%	
縣 國 庫 支 出 金	4,873,838 圓	39,953,334 圓	6,957,494 圓	85%	
縣 寄 附 金	1,175,544,203 圓	569,621,101 圓	605,923,102 圓	48%	
縣 繰 入 金	33,251,567 圓	7,377,918 圓	15,873,649 圓	22%	
縣 繰 越 金	50,000 圓	0 圓	50,000 圓	0%	
縣 雜 收 入	30,835,500 圓	30,835,500 圓	0 圓	100%	
縣 債 入	67,676,144 圓	55,566,400 圓	12,109,744 圓	81%	
縣 入 合 計	4,881,250,000 圓	3,621,291,800 圓	1,259,958,200 圓	74%	
歲 入 合 計	2,349,856,844 圓	1,275,889,568 圓	1,173,967,276 圓	54%	

科 目	一般會計支出の状況		支出未済額	豫算額に對する 支出済額の比率	備 考
	豫 算 額	支 出 済 額			
會 議 費	九六八、七六	九〇六、八三九	六四、九三	93%	
縣 職 員 費	三、四四九、〇八三	二、六七一、四七七	一、八四七、六〇五	77%	
警 察 費	三、一七三、三三三	三、二一〇、九六三	三、九六三、二六九	103%	
土 木 費	九六八、四八、三七二	一、五九、四二、九四一	八〇三、三三六、四三〇	161%	
教 育 費	三、三四、三五、二一〇	三、〇三、一九、三四九	三、一、二、六六一	91%	
社會及勞働施設費	四、九一、七、五五五	五、一、六〇、二一〇	四、〇、七、五五五	103%	
保 健 衛 生 費	四、六、三〇、三三八	三、〇、〇九、四三三	三、六、二、八、六六五	65%	
產 業 經 濟 費	三、〇四、三八〇、九六七	一、九、一、三、九三三	八、五、一、六、七、〇三三	63%	
農 地 費	三、五、六、七、一、五一一	一、八、〇、九、四、九八	九、七、五、八、一、六五三	53%	
地 方 振 興 費	五、七、四、九、九、九一一	二、七、三、三、〇、六三三	二、九、六、六、六、二九	47%	
都 市 計 畫 費	五、一、六、六、五、四、五	一、八、七、一、九、九	三、二、八、四、三、五六一	36%	
財 產 費	二、九、九、六、六、八	二、一、八、八、八、六、五	七、〇、七、五、三	73%	
統 計 調 査 費	一、三、八、六、六、一、八七	九、五、五、〇、七、四	四、三、一、一、三	69%	
選 舉 費	一、〇、五、九、一、四、二	七、六、九、八、三、四	二、八、七、〇、七、七	73%	

月 別	收 入		支 出		收入支出差引 (上月計) (上月計)	借入金の状況 (上月の借入金中月) (返済額下借入累計)	備 考	
	月 計	累 計	月 計	累 計				
九	一六、九三〇、九四〇	三、九四、五七六、一七五	七、二〇六、三三九	三、六〇、四七、三三九	九、七、二、六、六二二	三、四、一〇、八、九四	三、八、五〇、〇〇〇	
八	三、〇六九、八六三	三、五、六、七、二、三三	九、〇、〇、五、〇、七五	二、八、三、三、〇、九二〇	△六、〇、九、五、三三	△五、七、五、八、六七七	三、三、八、五〇、〇〇〇	
七	四、三、五、九、五、五	一、四、六、六、二、三、七〇	五、九、三、四、四、五五	一、九、一、三、五、八、三五	△一、五、〇、六、一一〇	三、三、三、六、三、五五	三、三、九、四、六、〇〇〇	
六	九、九、三、五、〇、三、八	一、三〇、三、四、二、八、〇五	八、〇、六、四、〇、八、八六	一、三、一、九、九、二、三、八〇	△一、七、〇、九、七、五、三	△二、六、四、九、五、七五	三、三、九、四、六、〇〇〇	
五	四、三、四、八、三、八	三〇、九、九、三、一、六、七	三、三、四、八、〇、四、九	五、一、三、三、一、四、四	△三、九、一、三、三、二二	△三、〇、三、五、九、三、七	一、三、五、〇〇、〇〇〇	
四	一、六、六、七、三、三九	一、六、六、七、三、三九	一、七、八、九、三、四、五	一、七、八、九、三、四、五	△一、三、三、六、一、二六	△一、三、三、六、一、二六	〇	
公 債 費	七、一、三、九、七、一	六、三、五、六、〇、九	八、七、七、七、六、三	八、七、七、七、六、三			八	
諸 支 出 金	三、六、五、五、〇、七、五	三、六、五、五、〇、七、五	三、六、六、三、三、〇	三、六、六、三、三、〇	九、九、六、六、六、四	九、九、六、六、六、四	三	
豫 備 費	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	
歲 出 合 計	二、三、四、九、八、五、八、六四	一、二、六、三、〇、七、五、六	一、三、三、三、七、六、一、〇八	一、三、三、三、七、六、一、〇八			四	

昭和二十三年年度月別收入支出状況調

特別會計收入の状況		特別會計支出の状況	
會計名	豫算額	收入済額	收入未済額
一〇 社會事業特殊資金	110,588.55	470,966.06	△75,277.95
二 災害救助基金	9,555.61	569,521.75	△41,269.01
三 男女青少年團休事業獎勵資金	25,994.57	75,466.35	△34,736.18
教育資金	9,774.44	97,066.31	△2,992.36
合計	155,913.17	1,203,458.27	△144,275.45
			豫算額に對して
			106%
			備考

特別會計支出の状況		特別會計收入の状況	
會計名	豫算額	支出済額	支出未済額
一〇 就學獎勵資金	80,666	34,563	46,103
二 學校生徒獎勵資金	307	403	△96
三 縣立實業學校實習費	740,598	559,305	181,293
四 印刷事業費	3,133	2,435	698
五 自作農創設維持獎勵資金	45,525	29,039	16,486
六 畜牛増殖獎勵事業費	1,297,501	959,098	338,403
七 無畜農家解消事業費	6,569,558	5,500,348	1,069,210
八 物産幹旋事業費	583,651	15,744	4,677,867
九 競馬事業費	3,285,980	2,700,448	585,532
一〇 縣立病院事業費	3,044,484	548,984	2,495,500
合計	1,332,333	1,264,555	67,778
			豫算額に對して
			95%
			備考

男女青少年團體獎勵資金	三,六五五	〇	三,六五五	〇
教育資金	一三,四〇〇	〇	一三,四〇〇	〇
就學獎勵資金	八〇,八六六	〇	八〇,八六六	〇
學校生徒獎勵資金	三〇七	〇	三〇七	〇
縣立實業學校實習費	七四〇,五九八	四六,四三三	二九四,一四六	六
印刷事業費	三,一四三,三三三	三,九八,〇〇五	七三六,三二八	七
自作農創設維持獎勵資金	四三,五五五	一八,〇五三	二七,四六三	四
畜牛増殖獎勵事業費	一,三九七,五〇一	九七,三七九	三,一〇,一三三	七
無畜農家解消事業費	六,五九九,五五六	四,三七一,〇四七	三,一九八,五一一	六
物産斡旋事業費	五八三,六五三	一一四,三〇三	四六九,三四八	〇
競馬事業費	三,三八五,九〇〇	二,四四,七六〇	八五一,三三〇	〇
縣立病院事業費	三,〇四四,四八四	一,三〇六,八八八	一,七三七,六六六	〇

四、縣民の負擔の狀況

縣財政は既に述べましたように、急激に膨脹しそれに伴つて、縣民各位の負擔である縣稅も著しく増加して來ましたが、本年度の最終豫算における狀況は、次のようになつて居ります。

區分	豫算額	縣民一人當り	一世帶當り	備考
縣民稅	七三,三七,五〇〇圓	一一三,三五	六三,五四	人口及世帶數の計算基礎 人口 五三,八六三 世帶數 二五,一六三
地租	一四,六四九,〇〇〇	二四,七一	一三,一〇	
家屋稅	一一,三三三,三四〇	二〇,八二	一〇,七一	
事業稅	四,六八五,八四四	九,七五	四,〇五,三八	
その他の獨立稅	五,一六五,三三七	八,九,七	四,六,六	
計	三〇〇,八四六,九〇一	三三六,七七	一,七四四,〇〇	

右以外に更に縣民の負擔と見るべきものに使用料及び手数料があり、又國稅、市町村稅等もありませんことを考えますと、現在における縣民負擔はその所得に比較して決して輕いものでないといふことは充分に判斷できるわけでありませう。尙参考迄昭和十一年度以降の縣稅負擔額と國縣、市町村稅負擔額を表はして見ませう。

00488

(1) 縣稅負擔額累年表

年度	區分	縣稅	增加指數	歲出總額	歲出總額に對する縣稅の割合	縣稅の割合一人當り	備考
昭和十一年度		一、九三、八五五圓	100	一、四七五、〇三五圓	一六六%	三八九圓	
十五年度		九三、八四四	四七	一三、一〇、二二三	六九	一八八	
十八年度		一、二五、三六六	六五	三三、八五、三三七	四六	二三五	
十九年度		一、四〇、六七七	七三	三九、四六、三九三	四七	二九二	
二十年度		一、四一、八三三	七〇	五五、二〇、六六〇	二四	二一〇	
廿一年度		一、三三、三〇七	六八	八三、八七、二一八	七三	三三二	
廿二年度		五、六八、四四七	二九、〇七	八三、四三、四九〇	六六	九四八四	
廿三年度		二〇、八八、六二二	一〇四、九	二、四九、八八、八六四	八五	三、八七〇	

表の說明

(1) 昭和二十三年年度迄は決算額、昭和二十三年年度は最終豫算額による。

(2) 増加指數を見ればわかりますように、縣稅は昭和十五年年度以降は稅制の大改革、即ち地方分與稅制度の創設により戰前である昭和十一年度に比べ四割七分に激減しましたが、昭和二十一年度以降は經濟界の變動により漸次上昇して來て、昭和二十三年年度には實に一〇四倍の増高となつて居ります。これは地方自治法制定以來の稅制改正とインフレによるものであります。

00439

(3) 歳出豫算總額に對する稅額の割合は、昭和十五年年度以降漸減したが、昭和二十一年度よりは漸次増加の一途を辿つて居ります。これによつても地方財政の自主性は、數次の稅制改正により次第に強化されつゝあることはうかゞえるのであります。昭和二十三年年度の割合は漸く八、五%に止まり昭和十一年度の一六、六%より遙かに低い實態でありまして、本縣財政の自主性の貧弱さを如實に現はして居るのであります。

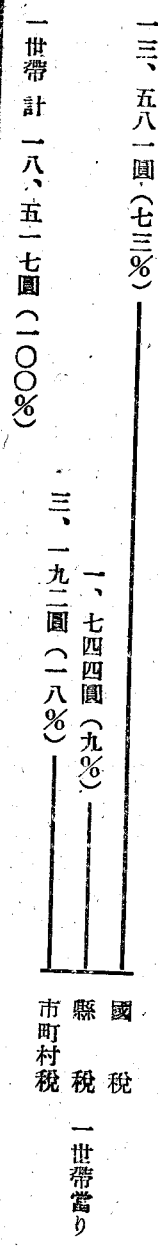
(2) 國縣、市町村稅負擔額表(昭和二十三年度)

區分	稅額	割合	一世帶當り	一人當り	備考
國稅	一、五四、〇七、四〇八圓	三%	一三、六一圓	二、六三六圓	
縣稅	二〇〇、八六、六〇〇	九	一、七四圓	三三九	
市町村稅	三、七、七九、三三六	一八	三、一九三	六三〇	
計	二、一三、六三、六五	一〇〇	一八、五一七	三、五九七	

世帶數 一一五、一六三戸
人口 五九二、八六三人

國稅、縣稅、市町村稅の割合を圖表で見ますと、次の通りであります。

(3) 縣民一世帶當り稅負擔額表



尙縣稅の徴收成績はどうなつて居るかと申しますと、次の通りでありまして、必ずしも良好とは申されない實情にありますが、健全財政維持の見地から縣民各位の御理解により縣稅の増收確保に一層の御協力を御願ひしなければならぬと思ふ次第であります。

昭和二十三年度縣稅徴收狀況(三月末日現在)

稅目	區分	現計豫算額	調定額	收入額	未納額	收入歩合
縣民稅		七,三三三,五〇〇圓	七,五三三,〇〇〇圓	六五,五三一,三九六圓	一〇,九九〇,六六六圓	八五・六%
地租		一四,六四九,〇〇〇圓	一四,五七八,八〇〇圓	一四,三三六,六三三圓	三三三,一六七圓	九七・五%
家屋稅		一三,三三三,三三〇圓	一三,〇〇〇,九六六圓	一三,三六六,六三四圓	三三三,二九三圓	九七・三%
事業稅		四,六八五,八四四圓	六,〇〇〇,〇〇〇圓	四,三三三,八九九圓	一七,七六九,一三六圓	七〇・八%
特別所得稅		一〇,一四〇,〇〇〇圓	一,〇〇〇,〇〇〇圓	一,一〇〇,〇〇〇圓	一七四,五五一圓	八六・六%
鑛產稅		二〇〇,〇〇〇圓	五,一二七圓	二,五三八圓	四八,六〇九圓	四・九%
入場稅		一三〇,〇〇〇圓	一五,四八七,五八五圓	一三,七一〇,一〇〇圓	二,七六六,四八五圓	八三・〇%
酒消費稅		四,一五八,五〇〇圓	四,六三六,三三三圓	三,九三三,八五六圓	六五,七七七圓	八五・二%
電氣ガス稅		五,七〇五,〇〇〇圓	四,七三三,二七七圓	四,七一一,七七七圓	四三,五三〇圓	九九・一%
鑛區稅		二七四,七五〇圓	一,三三六,〇三六圓	一八九,八七六圓	一,一〇〇,一六〇圓	一五・二%
船舶稅		一四六,五〇〇圓	二四〇,五三四圓	四七,四三三圓	一五七,〇六七圓	三三・二%

自動車稅	四,九五五,四四〇圓	七,三〇一,一三六圓	四,八九二,二〇五圓	二,三〇九,九三三圓	六七・九%
軌道稅	三三,三〇〇圓	三三,三〇〇圓	三三,三〇〇圓	一	一〇〇・〇%
電話加入權稅	一一,三七一,九五〇圓	三,八〇〇,五九五圓	三,五五三,九八八圓	二四七,五六三圓	九三・四%
電話柱稅	一,三四七,四九五圓	一,三三三,一〇〇圓	一,三五九,六六五圓	二,四五五圓	九九・八%
不動產取得稅	四,六九五,七二七圓	九,九〇〇,三三四圓	四,七〇〇,〇〇〇圓	五,二〇〇,三三四圓	四七・六%
木材引取稅	六五〇,〇〇〇圓	七,三三六,六六八圓	四,一七三,五九七圓	三,一六三,〇七一圓	五七・七%
漁業權稅	五三,九七五圓	五〇,一二七圓	五,五五九圓	(過) 一,〇三三圓	一
狩獵者稅	一〇九,八八〇圓	一,四五七,三〇〇圓	一,三五三,八〇〇圓	一〇四,〇〇〇圓	九三・八%
遊興飲食稅	五,〇〇〇,〇〇〇圓	五,九四五,六九八圓	四,九三三,二三三圓	九六三,四八五圓	八三・四%
入湯稅	五三三,九五〇圓	四七,〇四三圓	四二,七七六圓	四九,三三九圓	八九・五%
ミンソウ稅	七三三,〇〇〇圓	一,四三六,五六〇圓	一,三三三,一六七圓	一〇四,四三三圓	八六・三%
庭園稅	五〇〇,〇〇〇圓	六八,七四五圓	五七,四九五圓	四七,三五〇圓	九三・三%
都市計畫稅	七六七,〇〇〇圓	一,三三〇,四〇〇圓	六八,六三九圓	六四二,七六一圓	四九・〇%
合計	二〇〇,八四六,九〇〇圓	三,三三三,一七,〇三六圓	一八五,九三二,九六六圓	四七,三四九,〇六六圓	七九・七%

五、昭和二十四年度豫算の状況と財政の見透し

1、豫算編成の方針

以上申述べました様に、本縣財政は自主性に乏しく極めて窮迫しているのですが、たゞく昨年十二月十九日、マツクア―サー元帥から吉田首相に對して書簡を送られまして、日本經濟再建に關する九原則の目的を達成するためには、先ず第一に國家と地方を通じた綜合豫算について、支出を出来る限り節約して、收入を最大限に擴大することによつて、收支の均衡をはかり一切の赤字をなくし、インフレの收熄を行うことを強く要請されて居るのでありまして、斯る觀點からも昭和二十四年度豫算は、あく迄均衡豫算の建前を探ることが妥當であると考へたのであります。従つてこの爲には本縣の様に國庫財政に對する依存度の極めて強い縣としては、目下中央に於て計畫されつゝある、第二次地方稅財政制度の改革と行政整理の具體策並びに公共事業その他國庫豫算の確定をまつて、年間豫算を編成することが最も適當であると考へ、昭和二十四年度の豫算は一應四、五、六月三ヶ月の間、暫定的な骨格豫算とする異例措置をとることゝ致したのであります。

従つて暫定豫算においてはこの期間中是非共支出を要する職員費、縣債費、生活保護費等の所謂義務的經費とその他經常的な最低限度の必要經費のみを計上したに過ぎないのであります。本豫算には縣財政の許す限りなるべく諸般の施策を具現致したいと考へて居る次第であります。

暫定豫算は三月三十一日縣會の議決を経ましたので、その内容を次の表に掲げます。尙年間の本豫算は六月の臨時縣會に附議いたしますから、その詳細は次回の公表で報告いたしますことゝなります。

2、昭和二十四年度暫定當初豫算

一歳 入

科 目	金 額	比 率	備 考
1、縣 獨 立 稅	一六、〇四七、五〇	三六、五%	
配 付 稅	一五、四八〇	一	
2、公 營 企 業 及 び 財 產 收 入	一三、〇四九、九六	二四、三%	
3、分 擔 金 及 び 負 擔 金	三、四七七	一	
4、使 用 料 及 び 手 數 料	四、〇〇〇	〇、一%	
5、國 庫 支 出 金	三、九五、一四九	四、八%	
6、寄 附 金	一、〇八、九三三	四、七%	
7、綠 入 金	四、〇〇〇	〇、五%	
8、雜 收 入	三、八五、三九	一	
9、縣 債 入 合 計	三、七三三、〇〇〇	七、四%	
總 計	四、〇、三、〇三三	一〇〇、〇%	

二歳出

科	目	金額	比率	備	考
議	會費	四、一七、〇〇〇	〇.九%		
縣	廳費	五〇、八六、七三三	一一.一		
警	察費	六三、三三二	一〇.二		
土	木費	六七、八六、五七	一四.七		
教	育費	一四、八八、三三七	三.三		
社	會及 勞働 施設 費	三五、一七、二六	五.五		
保	健 衛 生 費	五、九四、三三六	一.三		
產	業 經 濟 費	一〇四、九八、八三三	三.八		
財	産 費	一、〇三、〇〇〇	〇.四		
統	計 調 査 費	二、一六、九五〇	〇.五		
選	舉 費	三四、一〇〇	一		
公	債 費	四、七四九、九三九	九.一		
諸	支 出 金	六、二〇、八七〇	一.四		
豫	備 費	三〇、〇〇〇	一		
歳	出 合 計	四〇、三三、〇三三	一〇〇.〇		

3. 昭和二十四年度財政の見透し

豫算編成方針の項でも説明しました様に、昭和二十四年度の地方財政は經濟九原則にもとづく綜合均衡豫算として、強い制壓を加えられ即ち従來の行き方を深く検討して中央依存の氣風を是正し、地方の自主獨立の財政運営をはかることを要求されたのであります。このために地方豫算については、配付税の大削減と地方起債の強力なる抑制をされることになつたのであります。又新税の創設もすべて取止めとなりましたので、今後の地方財政は愈々苦難の途を歩むこととなつたのであります。殊に本縣の様に財政自主性の極めて弱い縣といたしましては、配付税の削減、起債の抑制の影響は甚だ大きいものがあるのであります。本年度の財政運営は實に容易ならぬものがあるのであります。この財政の危局を切り抜けますには、九原則にもとづく財政運営の方針によつて、歳出は出来るだけ節約すること、歳入は最大限の増收をはかることにありますが、この方法としては縣の行政機構の刷新を目的とする改革、定員の減少による人件費の節約、既定事業の再検討などを行うほか、各費目の支出に際しては出来るだけ節約を行い、又収入については更に徴税機構の能率化と強化をはかり、脱漏を除いて出来る限り収入を増大することにあると考へ、國家財政の確定とにらみ合せてそれ〴〵具体化をはかりたいと思つてあります。

斯の様な事情でありまして、目下のところは具体的な見透しをたてることは至難であります。以上述べました様に、昭和二十四年度の縣財政は一層苦境におちいることを豫想しなければならぬのであります。縣民も亦あらゆる生活面に耐乏を要請される年であります。

六、縣債一時借入金及び財産の状況

1. 縣債 臨時の 由て
 縣債は縣財政の關係上、その年度内の縣稅など一般的歳入によつては、支辨することの出来ない臨時的緊急事業費に充てるものでありますが、これが償還のため後年度に相當の財政負擔を殘すこととなり、縣財政の健全性を失ふ原因となりますので、なるべく抑制すべきであります。本縣のやうに財政が窮乏を續け財源の個湯に苦しむ縣ではやむなく災害復舊費その他公共事業時の財源を起債に求めて居る次第であります。
 本縣債の状況については數次に亙り述べました通り。果年の災害による復舊事業等のために多額に上り、この現在額は昭和二十三年度分の起債を合せますと實に三億二千四百五十三萬餘圓となるのであります。
 尙二十三年度債については、預金部資金の融資が確定しないので取り敢えず起債緊急資金として、預金部より七千五百貳拾五萬圓、縣内金融機關より貳千萬圓を借入れておりますが、年度閉鎖期迄には長期債として、借入の豫定であります。
 右未償還額は次の通りであります。

縣債現在額調 (昭和二十四、三、三一現在)

費 途	縣債現在額		計	百分比	摘 要
	過年度債未償還額	二三年度縣債借入所要額			
社會及勞働施設費	240,000	1,000,000	1,240,000	1.6%	
教 育 費	2,031,204	3,300,000	5,331,204		
費					
總計	2,271,204	4,300,000	6,571,204		

00497

費 途	現在額	未償還額	計	百分比	摘 要
保健衛生費	3,333,826	1,410,000	4,743,826	5.3%	
普通土木費	3,427,363	5,970,000	9,397,363	14.0%	
農業土木費	4,188,974	1,340,000	5,528,974	8.4%	
産業經濟費	9,673,928	3,340,000	13,013,928	19.8%	
災害復舊費	7,433,820	6,120,000	13,553,820	20.6%	
警 察 費	8,051,260	5,150,000	13,201,260	19.9%	
そ の 他	3,309,333	1	3,309,333	5.0%	
合 計	38,728,504	21,920,000	60,648,504	100.0%	

尙縣債の昭和二十四年度以降毎年の償還額は五千二百万円乃至六千万円に達し、將來の縣財政に重壓を加えて參るのであります。試みに昭和二十三年度豫算について中國各縣と全國との比較表を次に掲げてみませう。本縣は獨立税の三二%が公債費に充てられてるのであります。他縣に比して如何に縣債による財政負擔が重いかかわかるやうであります。殊にその縣債の大部分が災害復舊によるものであることを想うとき、本縣財政の貧困さの救はれがたい實態がうかがえるのであります。

中國縣別公債費調(昭和二三、二二末現在豫算による)

縣 別	獨立税	公 債 費	獨立税に對する公債費の割合	備 考
島 取	1,277,700	3,446,000	3.3%	

島根	三六,七五四
岡山	六四,八七二
広島	六五,六五
全國合計	三〇,二六,〇四

島根	五,一七二
岡山	一八九,四四
広島	一七,六四
全國合計	四,三六,〇一九

島根	一四
岡山	二六
広島	一八
全國合計	一四

2、一時借入金について
 昭和二十三年度一時借入金の借入状況は次の通りであります。昭和二十三年度末残額九千五百貳拾五萬圓は縣債借入迄の繋ぎ資金として借入れたもので、之は全て縣債に切換えるものであります。

昭和二十三年度一時借入金状況調

借入金額	借入先	借入期日	償還期日	利率	率	摘要
10,000,000圓	山陰合同銀行	三三,五一	三三,一一	自五,一〇至七,一〇	日歩二錢五厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自七,一〇至九,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自九,一〇至一一,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自一一,一〇至一三,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自一三,一〇至一五,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自一五,一〇至一七,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自一七,一〇至一九,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自一九,一〇至二一,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自二一,一〇至二三,一〇	同 二錢八厘	
三五,〇〇〇,〇〇〇	同	三三,五一	三三,一一	自二三,一〇至二五,一〇	同 二錢八厘	

昭和二十三年五月三十一日 (第三種郵便物認可)

1,000,000	鳥取縣農業會	三三,六一	三三,八一	自六,一〇至七,一〇	同 二錢八厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自六,一〇至七,一〇	同 二錢五厘	起債繋ぎ資金 (長期債に借替豫定)
5,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自七,一〇至八,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自八,一〇至九,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自九,一〇至一〇,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一〇,一〇至一一,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一一,一〇至一二,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一二,一〇至一三,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一三,一〇至一四,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一四,一〇至一五,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一五,一〇至一六,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一六,一〇至一七,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一七,一〇至一八,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一八,一〇至一九,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自一九,一〇至二〇,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二〇,一〇至二一,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二一,一〇至二二,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二二,一〇至二三,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二三,一〇至二四,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二四,一〇至二五,一〇	同 二錢五厘	
10,000,000	預金部	三三,八三	三三,三三	自二五,一〇至二六,一〇	同 二錢五厘	

3、財産について
 本年三月末現在における縣有財産は左記の通りであります。

土地 八七五、七八五、六八 見積價格 九九六、八八七圓

建物	四六、二九九、〇一	一四五、三七八、〇〇〇
立木	六二六、〇九〇石	一一、六四八、六五〇
船舶	一九隻	四、五二〇、五七九
自動車	五〇台	七、三五二、〇〇〇
時制資金等		八三〇、七五二
計		一七〇、七二六、八六八

鳥取縣公報 外 昭和二十四年五月三十一日 (第三種郵便物認可) 三四

七、賣くじについて

本縣最初の試みとして去る二月、第一回鳥取縣復興賣くじを發行しました處、縣民皆様の絶大なる支援と協力とにより非常な好成绩で一〇〇%の消化を見ましたことは、深く感謝しているところであります。さて賣くじによつて得た収益金がどのように使用されたかをその機會に縣民皆様に御知らせして御了解を得たいと思ひます。

發行總額壹千貳百萬圓に對する收支の内容は次の通りであります。

證 票 賣 得 金 總 額	入	三、〇〇〇、〇〇〇圓	支	當 せ ん 金 代 金	四、六、〇〇〇圓
	出			獎 品 代 金	五、〇〇〇圓
計		三、〇〇〇、〇〇〇		賣 く じ 發 賣 手 數 料	九、〇〇〇圓
				當 せ ん 金 品 支 拂 (交 付) 手 數 料	七、六〇〇圓
				發 行 經 費	五、八〇〇圓
				縣 事 業 費 充 當	三、〇〇〇圓
				計	三、〇〇〇、〇〇〇圓

右の結果得た収益金五百貳拾萬圓の事業区分は、道路修繕費に四百萬圓、縣行造林費に百貳拾萬圓となつてあります。道路修繕事業は最も効果的に補修を實施するため、縣下二百余の道路愛護團体並びに各市町村等の協力を得て、去る三月十五日着工一部を除き工事を完了しました。尙縣行造林事業は國庫補助金八十萬圓を加え、總計二百萬圓で三月末、縣下各郡に亘り造林面積壹百拾參町步余植栽本數二十八萬二千八百本を實施しました。

八、む す び

以上をもちまして、昨年十月から本年三月までの縣財政の實情を大略説明いたしました。結局は歳出の増加に對する歳入の裏付が伴わないために、本縣の様に特に國庫に對する依存性の強い縣としては、縣政の上に自主性を高度に反映するような財政の運営が極めて困難となつて居るのであります。これを打開するためには、經濟九原則中の第一項の豫算の實質的均衡と言ふ點を縣財政の大原則として取り入れ、極力収入の増加に努めると共に歳出の節約をはかり、これによつて財政の許す限り縣民の福利増進に役立つ諸般の施策を重點的にとり上げて、縣政の進展に寄與いたしたいと考へて居ります。

つては縣政に對するより深い理解と認識を加えられ、健全財政確立のために縣民各位の格段の御協力を切望する次第であります。

昭和二十四年五月三十一日 鳥取
昭和二十四年五月三十一日 發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發 行 所

鳥取縣 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市

鳥取縣 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市 鳥取市

00593

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百六十八号

鳥取縣管牧場を次のように設置した。

昭和二十四年五月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、鳥取縣西伯郡大山村大字赤松字上楨原国有林地内
面積二四六ヘクタール四四九四
- 一、鳥取縣日野郡溝口町大字金屋谷字水無原国有林地内
面積一四九ヘクタール三四

正誤

昭和二十四年五月三十一日
外 火 曜 日
号

本書ノ大ニハ國定規格A5判

昭和二十四年五月三十一日鳥取縣公報第二千十五号十九
頁上段「鳥取縣告示第二六八号」は「鳥取縣條例第五十
号」の誤に付正誤す

鳥取縣公報 毎週 隔日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十四年五月三十一日 外 第三種郵便物認可 昭和四年四月十五日